

地方公共団体における犯罪被害者等を対象とした貸付金制度の内容

令和6年4月1日現在

地方公共団体名		運用開始年月日	貸付金の額等		
都道府県	市区町村		死亡	傷害	その他
北海道	広尾町	平成21年4月1日	20万円以内		
山形県		平成20年4月1日	30万円以内	30万円以内	
茨城県	潮来市	平成28年12月28日		20万円以内	
茨城県	常陸大宮市	平成22年3月25日		20万円以内	
東京都	杉並区	平成18年4月1日	30万円以内	30万円以内	
東京都	国分寺市	平成25年2月1日	10万円以上50万円以内	10万円以上50万円以内	
東京都	多摩市	平成21年4月1日	10万円以内	10万円以内	
新潟県	〇新潟市	令和4年8月1日	50万円以内	50万円以内	
岐阜県	郡上市	平成30年12月20日	20万円以内	20万円以内	
兵庫県	明石市	平成23年4月1日	50万円以内	50万円以内	
奈良県	大和郡山市	平成28年4月1日	50万円以内	50万円以内	
奈良県	天理市	平成29年4月1日	50万円以内	50万円以内	
和歌山県		平成31年4月1日	100万円以内	100万円以内	

(注1) 「市区町村」欄の「〇」は、政令指定都市を示す。
(注2) 制度の詳細（貸付要件等）は、地方公共団体ごとに異なる。